

## 消費経済審議会第6回特定商取引部会

1. 日 時 : 平成21年8月21日(金) 10:00~12:00
2. 場 所 : 経済産業省別館11階 各省庁共用1120号会議室
3. 出席委員: 山本会長、青山(直)委員、青山(理)委員、伊藤委員、大岡委員、大河内委員、斎藤委員、清宮委員、田口委員、夏目委員、野坂委員、広重委員

### 4. 議 題

- (1) 改正特定商取引法の施行に向けた準備状況について
- (2) 消費者庁及び消費者委員会の発足に向けた準備作業について
- (3) 特定商取引に関する法律施行令の一部改正について

### 5. 議事内容

山本部会長　それでは、皆様おそろいのようにございますので、ただいまから、消費経済審議会第6回特定商取引部会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、ご多忙中のところをご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、事務局から、委員の出欠状況の確認等をしていただきます。

丸山消費経済政策課長　本日は、松本委員、村委員の2名の方がご都合がつかずにご欠席でございますが、委員の出席者が過半数となっておりますので、定足数を満たし、成立することを確認させていただきます。

また、お手元に資料を用意させていただいております。1枚目は資料一覧となっております。資料1～資料6までお手元にあるか、ご確認をいただければと思います。欠落等がございましたら、お申し出いただければと思います。

それから、前回、この特定商取引部会を開かせていただいた以降に事務局で夏の異動がございまして、それに伴いまして幹部の異動がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

瀬戸商務流通審議官でございます。

消費者政策担当の羽藤審議官でございます。

新原参事官でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

山本部会長　ありがとうございました。

次に、審議に先立ちまして、経済産業省の瀬戸商務流通審議官から一言ごあいさつをいただきたいと思います。

瀬戸商務流通審議官　ご紹介いただきました商務流通審議官になりました瀬戸でございます。今も部会長とお話ししていたのですが、私は消費者行政という分野は全く初めてでございます、これから勉強させていただきながら、またご指導をいただきたいと思いますっております。

部会長初め委員の皆様方には、昨年の法改正以来、省令、さらには通達、そういったものについて貴重なご意見をいただいて、これをベースに作業を進めてきたわけでございます、いよいよ12月1日に法施行ということになるわけでございます、いわば最終段階に入ったと認識をしております。

審議の過程では、消費者保護でありますとか、あるいは企業サイドのコンプライアンスの問題でありますとか、大変幅広い観点からご議論をいただいたということでございまして、そういう意味では、単に、法律、政令、省令、通達といった制度を整備していただくだけではなく、その法改正の趣旨というものを広く国民、消費者、そして企業の皆様にご理解をいただかなければならないということでございまして、残り3ヵ月余りの準備期間でございますが、各種の説明会なども開かせていただいて、この法改正の趣旨の徹底、ご理解を広く得るという努力をこれから続けていきたいと考えております。

また、もう皆様先刻ご承知のとおり、昨年来、消費者庁あるいは消費者委員会というものの準備が進んできたわけでございますが、9月1日に発足という運びになっているところでございます。特商法の執行につきましては、それからは消費者庁において行われるということでございますけれども、私ども経済産業省といたしましては、その円滑な移行はもとより、その後も消費者庁さんとしっかり連携をして消費者行政に取り組んでいきたいと思っております。

また、消費経済審議会につきましても、特商法に関する審議につきましては消費者委員会と連携をして今後もその役割を担っていただくということでございますので、今後ともさまざまな形でご意見、ご指導をいただくことになろうかと思っております。何とぞどうぞよろしくお願いいたします。

山本部会長　どうもありがとうございました。

それでは、消費経済審議会特定商取引部会の議事に入りたいと思っております。議題を3つお示ししております。その順番に進めてまいりたいと思っております。

初めに、事務局より、本年12月1日に施行される改正特定商取引法の施行に向けた準備状況について、説明をいただきたいと思います。

丸山消費経済政策課長　それでは、資料3をごらんいただければと思います。

前回までにご議論をいろいろいただきまして、政令、省令、通達といったものが順次できたということをごさいます、今、それをまさに活用して全国での説明会等々を行っているということで、資料3にその概括を、今後の予定も含めまして書かせていただいております。それから、これは特商法のみならず、当然、割販法も同時改正をしたわけでありまして、両方連携しての執行ということも今後必要になりますので、割販法も同時に説明をするという形で進めさせていただいております。

1つ目の　に書いておりますように、これは全国的な説明会として行っているものでございまして、6月以降、既に5回各地を回っておりますが、今後も20回予定されているものがございまして、さらに全国での説明を行っていくということで、これはそれぞれの機会にオープンで、どなたでもご希望があればということで、ご希望によってご参加をいただいているということでもありますけれど、希望が非常に多いものですから、この回数だけでは足りていないかなとも思っております、特に希望の多い東京都あたりでは回数をふやしながら、30回ぐらいはやっていく必要があるのかなということで、さらに回数などもふやしていく予定も考えているところでございます。

それから、後半に書いておりますもう一つの　ですが、これは事業者の団体、あるいは消費者の団体等々から、例えば事業者などであれば、関心が具体的な場合などもございまして、もう少し突っ込んだ説明もしてほしいということで、求められて出かけていくという機会も多々ありまして、これまで20回程度はやってきておりますが、さらに要望もたくさんありますので、こういう形での説明会も進めていきたいと思っております。

ちなみに、先ほどあいさつの中でもありましたけれど、9月以降、消費者庁ができるということで、新しい政府側の体制ということになりますので、こうした説明会も今度は共同で進めていくということにしていきたいと思っております。

それから、各経済産業局も執行に非常に大きな力で携わっているわけですが、これは消費者庁ができた後も同じく執行に携わるということで、この説明会という局面においても、各局で地元の関係者への説明会等々も個別に行っているということで、今、あちこちでやらせていただいているところでございます。

それから、資料とは別に、お手元にダブルクリップで挟んだ厚い束を置かせていただい

ていると思いますが、内容のご説明は省略させていただきますけれども、政令、省令等は官報などに出ているものですからお目にとまっているかもしれませんが、通達は中身の部分についてはすべてご議論いただいたとおりでありまして、それを反映したものを、先般、こういう形で正式にまとめましたので、これも実は説明会等に適宜使い始めておりまして、ご参考までにきょうお配りをさせていただきました。

準備状況については以上でございます。

山本部長 　　どうもありがとうございました。

続きまして、消費者庁及び消費者委員会の設立に向けた準備作業についてのご説明をいただきたいと思います。

丸山消費経済政策課長 　それでは、資料4　1、資料4　2、資料4　3とございますが、この順番でご説明をさせていただきます。

初めに、資料4　1でございます。消費者庁及び消費者委員会というのはおおむねこういう組織になるという概括の図をかいた紙でございます。

ご案内のとおり、内閣府に消費者庁と、そして別に消費者委員会というものが設立されることになっておりまして、内閣総理大臣あるいは内閣府の特命担当大臣のもとにこうした組織が置かれるということでございます。

消費者庁のほうは、消費者庁長官、次長、審議官以下、みていただきますと、8つの課で構成をされることになっております。そして、それとは別に、独立の事務局をもった消費者委員会というものがあると、こういう構成でございます。

2枚目をごらんいただきますと、消費者庁の中の組織の役割というのをもう少しかいた紙がございます。簡単にご紹介させていただきますと、いわゆる総務課というもののほかに7つの課があって、全体が8つの課となっております。黄色いところに司令塔部門という名前がありますが、ここに3つの課が置かれております。

簡単に申し上げますと、政策調整課というのは、各省との関係なども含めて政策の調整等を行うことを担当する課でございます。

企画課というのは、新しい制度づくりなどを担当していくという課となっております。

消費者情報課というのは、情報の一元化が大変大事だということで消費者庁の議論が行われてきたわけですが、消費者問題に関する、あるいは消費者事故に関する情報の集約や分析などを行う課でございます。

また、その下に緑色の囲みで執行部門というのがございまして、ここに4つの課がござ

います。

消費者安全課というのは、まさに安全問題をやるということで、例えば、当省から消費生活用製品安全法に基づく事故情報報告・公表制度というものが移管をされるわけですが、そうしたものを使って情報を集めて公表するというのをこの課で行うということになります。

それから、特定商取引法につきましては、その次にあります取引物価対策課というところが担当することになっておりまして、この課で、特商法ですとか、業法関係と書いておりますけれど、4つの業法について一部共管といいますか、協議を受けるとか、意見をいうといったたてつけがとられたわけですが、こうしたものに対する執行業務を行うということになっております。

それから、その下に表示関係として2つ課がございまして、表示対策課というのは景品表示法等々を執行する。食品表示課はJAS法ですとか食品衛生法などの執行を行うというたてつけになっておりまして、これらの課で司令塔的なことと具体的な法の執行を両方担っていくという体制で行うことが予定されております。

以上が消費者庁の関係でございまして、資料4-2をごらんいただければと思います。

消費者委員会につきましては、実はまだかっちり固まった中の組織や体制というところまでは至っておりませんで、検討がされているというのが現状でございまして、きのうも参与会というところでこの論点紙で議論がなされていたわけではありますが、この紙をお読みいただくと、大体こんな方向を目指しているのかなというのがおおむね出てきている部分もあるかと思えます。

論点1をごらんいただきますと、消費者委員会というのは本体10人の組織ということになっているわけですが、もちろんそれだけで全体が回せないというのがありますので、その下部組織をつくらうということで、専門調査会というものを置いてはどうかという議論がなされております。

それから、論点3にありますように、では、どういう固まりでそういう調査会をつくるかということについては、ここには7つの固まりというのが上げられていまして、総合企画、消費者安全、消費者取引、物価、表示対策、食品表示、新開発食品関連ということで、先ほどの庁のほうの課のたてつけと似ている部分があるわけですが、こういう固まりを調査会という格好で設けて、そこで具体的な議論を行うと。もちろん、本委員会といいますか、親委員会といいますか、そちらはそちらで機能するということになるかと思えます

が、そういう形を今後つくっていくという議論がなされているということでございます。

その上で、次の資料4 3をごらんいただきたいと思いますが、これは特定商取引法における審議会への諮問の位置づけというものの条文を書き出して整理させていただいた紙ではありますが、消費者庁、消費者委員会ができた後の特商法の規定として、主務大臣ここでいっております主務大臣というのは、内閣総理大臣、経済産業大臣、そして物資や事業を所管する大臣ということになるわけですが、消費者保護というところについては消費者庁あるいは消費者委員会というものが位置づけられているものですから、諮問先も消費者委員会と従来の消費経済審議会の両方に諮問するという形がとられております。

下の施行令をごらんいただきますともう少し書き分けがしてありまして、内閣総理大臣が消費者委員会、経済産業大臣が消費経済審議会、事業所管大臣が消費者委員会と消費経済審議会ということになっておりまして、書き分けはこういうことですが、1つの事項を諮問してご議論・ご審議いただくということでもありますので、想定されるのは消費経済審議会と消費者委員会、もう少し具体的にいいますと、例えば、特商法についてはこの特商部会と何らかの委員会にできるであろう組織との間で、十分連携を図って審議をしていただくことが必要になってくるであろうということでありまして、これまでの他の法令の例などでいいますと、合同で審議会を開催するとか、そうしたことをしながらやっている部分もあるわけですが、具体的にどうするかというのはこれからですが、いずれにせよ、消費経済審議会にはそういう連携を図りながら引き続き審議にご参加をいただくということで、委員の皆様にもその点をお願いしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

山本部会長 どうもありがとうございました。

以上、議題の(1)と(2)につきまして、資料に基づいてご説明をいただきました。この両者につきましてご質問やご意見がありましたら、ご発言をいただきたいと思っております。

ご発言いただく際には、いつものとおりでございますが、ネームプレートを立てたり挙手によって私に発言通告をしていただき、私のほうから指名をさせていただきますので、お手元のマイクを使っていただいでご発言いただきますようお願いいたします。

では、野坂委員、どうぞ。

野坂委員 1点、確認をさせていただきたいと思っております。消費者庁は9月1日にスタートということで、先ほど説明がございましたが、消費者委員会の中の体制は固まっていないと。また、論点として項目が上がっていますが、この中の体制というのはいつごろ固

まってくるという見通しなのか。また、この論点にはいろいろ重要なポイントがありますけれど、これをいつごろどういう形で整理されて消費者庁は具体的に動き出すという見通しをもっていらっしゃるのか、現時点での見通しを教えてくださいと思います。

山本部会長　ほかに本件についてご質問やご意見はございますでしょうか。

青山理恵子委員、お願いします。

青山（理）委員　私は、質問というよりも、お願いという部分なのですが、きのうの産構審の中でも意見が出ておりましたが、今回、消費者庁ができるに当たって、多分、人もお金もない中で新しい庁ができて、そちらに移行すると。そして、その中で、消費者の期待というのはかなり大きなものがあるだろうという気はするのですが、私はこの消経審などにずっとかかわってきて、改正特商法や改正割販法などにかかわってきて、国会めぐりもしながら、本当にご担当の方々がご苦労なさって作り上げてきた、生み出してきた法律がまさに始動ということで、そして従来非常にうまくできてきて運用されてきたものが、今回、消費者庁に行くということで、ぜひこれはそごのないようにしっかりと執行もできる形で経済産業省は見守っていただきたいなと思います。

消費者行政がすべて消費者庁に移行するからいいのだということではなくて、経済産業省というのは産業育成と消費者保護、消費者問題に関するさまざまな規制等々をやりながら、両方がうまくウィン・ウィンで運営されていく形の法律体系ももっているだろうと思いますので、そういう点では、移管した後も、経済産業省の消費者政策というものもぜひしっかりとやっていただきたいと思います。

お願いだけでございます。失礼しました。

山本部会長　ほかにいかがでしょうか。

青山直美委員、お願いします。

青山（直）委員　同様にお願いなのですが、消費者庁なども拝見したところ、消費者の安心・安全の保護ということは大変うかがい知れるのですが、最近、消費者の利用者利益の保護というものが余りにないがしろにされているのではないかと感じています。幼稚園の運動会じゃないですけども、速く走れない人がいるからかわいそうだから、みんなゆっくり走りましょうというのでは、このインターネットの時代、利用者としてのリテラシーを自分自身で高めて、それでよりよい買い物をしようという人たちの権利が余りにむげにされているのではないかと。

1つは、薬事法改正による大幅なコンビニエンスストアなどでの販売の緩和に伴う通販

規制の問題をみましても、弱者保護の政策ということで、新しい買い物弱者をどんどん生み出してしまっているという側面がいろいろなケースでこれからみられるのではないかと、大変危惧しております。

ですので、消費者庁さんというのは、安心・安全、そして弱者保護というのが一番重要なミッションかと思われませんが、経済産業省さんでの消費者政策というのは、そのあたりのバランスもぜひかんがみただいて、利用者利益の保護というのを、これからの現役世代が買い物に時間と金銭的なコストがミニマムになるような政策をバランスよく立案していただければなとお願い申し上げます。これは結果的には消費者の安心・安全にもつながっていくことではないかなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

山本部会長　ほかにこの件に関してご質問やご意見はございますでしょうか。

特によろしいですか。

それでは、一当たりご質問とご意見もちょうだいいたしましたので、ご質問についてはご回答、また、ご意見の部分については、これも事務局からご説明いただくことがありましたら、あわせてお願いいたしたいと思います。

丸山消費経済政策課長　ありがとうございます。

初めに、野坂委員のご質問ですが、ちょっと答えにくい面もあるのですが、消費者委員会の準備というのは、今、参与という人たちがお集まりになって、しかも、その事務局というのが支える形で準備が進められているということでありまして、我々もどのようになっているのだろうとみている立場でもあるわけですが、一方で、9月1日に発足ということで、時期はもう決められているわけでありまして、今決められることと、どうしても9月1日以降にならざるを得ないこととがあるのだろうと思いますけれど、先ほど申し上げたような組織体制やその運営の仕方というのは非常に基本的な事項でもありますので、やっておられる当事者の方々も当然早急に決めなければいけないという問題意識のもとで議論をされているように伺っておりますので、いつごろまでにどうなっていくのかということは具体的に申し上げにくいところではあります。そういうことで議論が進んでいると承知をしております。

羽藤審議官　私は、消費者庁・消費者委員会の設立準備室の審議官を兼務で内閣で発令をされておりますので、その立場から補足して申し上げますが、消費者委員会につきましては、ご案内のとおり、消費者庁・消費者委員会の設立についての法律が前国会で通っておりまして、それに基づきまして、消費者委員会について政令が公布されております。

この政令では、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が委員会に諮って定めると、こう明確に規定をされております。この委員がいつ発令されるのか、これは9月1日付ということでもあります。したがって、現在、準備室の参与の方々を集まってご議論をいただいているのですが、きちんと物事を決めていただくというのは、発足をして速やかに法令に基づいて委員会でご議論をいただいて決めていただくと、こういうことに尽きているのだろうということでもあります。過程においてはいろいろなご議論をいただいているというのは、今、丸山課長からご紹介があったとおりであります。

丸山消費経済政策課長　それから、青山理恵子委員と青山直美委員からそれぞれご意見ということで、あるいはご要望ということでお話しいただいたと思います。

おっしゃってられるご趣旨はまさにそのとおりだと思っております。消費者庁ができて、例えば、特商法の執行というのは向こうに移ることになるわけですが、我々は昨年の準備段階から、現在においてもそうですけれど、きちんとしたこの法の執行ができるよということ、連携をし、協力もしてきておまして、こういう形での両組織での連携・協力というのは今後もより前向きに進めていく必要もあると思えますし、そういう姿勢で臨んでいきたいと考えております。

それから、青山直美委員からご指摘のあった消費者保護と事業者利益のバランスということですが、端的に申しますと、特商法自身がそういうものを体現した形で、どうしようかということ、過去ずっと議論してきたというのが歴史だろうと思っております。消費者保護が大事だという一方で、当然、商取引のあり方としてどういうものが合理的なのかと。

おっしゃったように、それが結果としてうまくできることがまた消費者利益につながっていくというのが正しい循環なのだろうと思っておりますので、消費者庁というのは消費者の安全・安心を守るということですが、その中での特商法の位置づけですとか、あるいはそれ以外も含めて、今おっしゃったバランスということは当然考えていかなければいけないことでもありますので、もちろん経済産業省が今後は消費者政策ということに何らかの切り口で取り組んでいく際も、当然そういうことを考えながら、引き続き消費者庁との連携等々も含めて対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

山本部会長　ほかに、議題の(1)と(2)につきましてご発言のある委員はいらっしゃいますか。

それでは、特にございませんようでしたら、次の議題に進ませていただきます。

議題（３）の特定商取引法の適用除外を措置する施行令改正につきまして、経済産業大臣から消費経済審議会に対しまして、資料５のとおり、諮問を受けております。本件につきまして事務局からご説明を受けた後、ご審議いただきたいと思います。

丸山消費経済政策課長　それでは、お手元の資料５に続きまして、資料６をごらんいただければと思います。

特商法の改正に伴います施行令の改正につきましては、昨年来、長い時間をかけてご議論いただきまして、既に政令についてはこれの公布までしているということで、先ほど申し上げたところでありますが、その中の大きな要素になっております他の法律との関係を整理するという意味で、いわゆる全面的な適用除外ということにつきまして、ここで改めである一部の部分について少しご議論をいただきたいと思います。

３ページをごらんいただければと思います。このあたりは従来からご議論いただいております復習編そのものですが、今申し上げた全面的適用除外というのは、特商法自身が今回の改正の中で指定制の廃止をしたということで、いわば他の法律で規律をされないものはすべて特商法の中で、いわゆる特定商取引であれば規律をされるというたてつけになったわけございまして、その際に、では、他の法律が適用されるものは何なのかということを整理しようということになっているわけでありまして、３ページの一番下に書いてありますように、法律上に既に金商法、宅建業法、旅行業法というのが例示をされておりました、その他政令で定めるものとなっているところでございます。

この３ページの矢印のところでございますように、どういうものであれば適用除外していいかということは、改正法をつくる過程の中で議論が行われてきたわけでありまして、特商法で予定をしておりますような違反の種類、例えば不当勧誘ですとか不当広告ですとか、そうしたものが他の法律の何らかの是正措置で是正をされると、そういう措置が準備をされているということと、その是正措置をそうした事態に発動することが可能であるということが法目的としてきちんと用意されていると、この２点で判断をしていこうということにしたところでございます。

その上で、４ページでございまして、では、どういうものであればいいのかということでもあります。これはいろいろな種類があるということでございますが、４ページの後半の

と書いてあるようなものが考えられるものということで整理をしてきておりまして、例えば業務そのものの改善命令、指示命令ですとか、あるいは約款というものを設けてい

場合にはそれに対する変更命令、あるいは信用失墜行為等に対する懲戒処分といったことで是正ができるということはあるだろうということでございます。

それから、他法の中には業法という形をとっているものも多々ございまして、許可ですとか登録ですとか、そうしたものが先立つ場合も多いわけですが、そうしたものの取り消しですとか営業停止命令ですとか、こうしたものであっても是正措置がとれる場合があるだろうということを考えております。

その上で、5ページが既にご議論いただいてご了承いただいた現状の整理でございます。法律以外に、政令上、49本の法律について適用除外をするということを整理してきたところでございます。

復習までにごらんいただきますと、金融の関係、通信・放送の関係、運輸の関係、この辺はいわゆる業法というものの固まりがかなりあるということでございます。

それから、公認会計士等々の国家資格を定めている法律による業務といったもの。

それから、その他の類型として、商品取引ですとか自動車整備なども、法律においても先ほど申し上げたような法的な構成ができているということを整理してきたところでございます。

その上で、6ページでございますが、具体的にご議論をいただくことになっているのはなぜか、その中身は何かということですが、今のような整理をした上で、先般閉会をしました通常国会において法の改正というのが既に行われてきているということがございまして、先ほど申し上げたような考え方で、この改正等々が行われた法律についても、必要なものは適用除外をきちんと整理をしておく必要があるというのが新たな事態としてあるということでございます。

他方で、結論的なことから申し上げますと、大幅に今の49本を大きく変えるということではございませんで、既存に適用除外にしてきた法律を少しずつ膨らませるとか、改正をするといった法律が中心でありますので、そういう意味では、やや技術的、微調整的な範囲にとどまるという話でもあるのですが、その整理をきちんとしておくということで、ご議論をいただければということでございます。

この6ページに書いてありますように、大きい固まりで、金融取引ということと商品取引ということで掲げさせていただいておりますが、金融取引のほうについていいますと、法律の関係ではこれも大きく2つございます。

1つが金融商品取引法でございます。この中に、1つは信用格付業者という、例えばム

ーデイズなどがありますが、それを規制の対象に位置づけて、信用格付業について場合によっては一定の是正措置等を講じられるようなたてつけを設けたというのが1つの中身でございます。

それから、同じく金商法の中に、いわゆる金融ADRというものを、これまでの一般ADRとは別に特別法的に設けたということになっておりまして、それに対する規制・是正等の措置が規定をされたというのが、金商法の2つ目の中身でございます。

金融系の2つ目の大きな法律としまして、資金決済に関する法律がございまして、これ自身は形では新法ということになっておりますが、従来ありました前払式証票法、いわゆるプリカ法とっていたものが拡大して名前も改正をされたという形になっておりまして、1つの中身はまさにそのプリカの部分であります。従来、プリカ法で第三者型の発行者に対する規制ということを行っていたわけですが、ここに自家型発行者というものもあわせて規制の範囲に入れるということで、その範囲が拡大をされたというのが1つの中身でございます。

もう1つの中身が、いわゆる為替取引というのをだれに行わせるかということで、従来、これは銀行が行えるということになっていたわけですが、そこに今度は資金移動業者というものを登録すればそういうものになれるという、新たなカテゴリーを設けて、登録業者は為替取引ができると。他方で、問題があれば是正措置等を講ずると。こういう規制の中身を新たに設けたということで、プリカ法が拡大されて資金決済法になったというのが2つ目の中身でございます。

それから、大きい2つ目のカテゴリーは商品取引の関係でございまして、従来、これは商品取引所法というものと海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律　これはいわゆる海先法とっていたものであります。この2つの法律がこの分野で立っていたわけですが、この2法を統合して1本化するという改正法を今回の通常国会で了承いただいているということで、結果として商品先物取引法という新たな名前の法律が立つことになっておりまして、従来の2法が1法になるということで、ここについても整理をしていく必要があるということになっているわけでございます。

ちなみに、7ページをごらんいただきますと、今申し上げたことに対する追加的な話ですけれど、金融ADRということをお申し上げしましたが、実はこれは金商法だけではございませんで、他の金融系の法律について同様のたてつけの金融エリアに対する規制措置というものをここに書き出したような法律についても同様に設けたということでございます。

で、金融A D Rについての適用除外ということ措置する場合には、金商法のみならず、これらを横並びで措置する必要があるだろうということでございます。

ちなみに、今、既に適用除外にしています49法との関係でいいますと、1つの法律を除いては、この法律は49法の中に入れておきまして、それぞれの規定を若干変えればいいということではありますが、追加になるのは、左側の下から3つ目に中小企業等協同組合法というものがございまして、これは新たに適用除外にするとすれば号立てをして追加になると。もちろんA D Rの部分だけが追加になるわけですが、そういう措置が必要になってくるわけでございます。

最後に、今申し上げたことがすべてですが、8ページに改めて全体の流れを整理させていただきます。

左側の少し青い色を塗った法律の名前は、特商法の施行令の別表で適用除外がされている法律がこの4つでございまして、これが今回の議論のベースになる部分ですが、これが右側に矢印で書いてありますように、金商法については申し上げたような業務が追加になっているということでございます。

それから、前払式証票法については名称変更があり、業務の中身が追加になっております。

商品取引所法と海先法につきましては、両方を統合して1本の法律にするということが行われておりますので、今後、政令改正の作業を行って、適用除外の整理を改めてさせていただきますという中身でございます。

以上でございます。

山本部長 　　どうもありがとうございました。

それでは、以上の説明につきまして、委員のほうからご質問やご意見がございましたら、ご発言をよろしくお願いたします。

青山理恵子委員、お願いします。

青山（理）委員　　済みません、ちょっと認識不足で恥ずかしい質問ですけど、今回、政令指定されている金取法とか新しい証票法とか、そういう法律が改正されて、そこにいろいろ格付業が入ったりということができた、それについても自動的に特商法が変わるといわけにはいかないのでしょうか。やはり特商法は特商法の中で、指定除外だから、新たにきちんとたてつけをしておかなければいけないとなるわけですか。自動的に移行するといわけにはならないのですか。認識不足で、ごめんなさい。

丸山消費経済政策課長　これは特商法がこういうつくりになりましたということなのですが、他法と特商法とどういう適用関係にするかということをはきちと整理しておく必要があるということで、先ほど申し上げましたように、指定制をなくしてしまったものですから、基本的には特定商取引であれば、最後は特商法の世界で規制がされるということになるのですが、他法との関係が、どちらが適用されるのか不分明になってはいけないということで、したがって、具体的に、法律の名前のみならず、政令上は規制になっている事業者と、それが行う業務と、そこから例えば商品の販売ですとか役務の提供ですとか、そういうことまで含めて個別に別表に規定をしているわけでありまして。したがって、そこはある意味、正確に規定をするという形をとっております。

その上で、今のご質問ですが、逆にきちとした厳格な規定を設けていくというたてつけにしているものですから、おっしゃったような自動的にということにはなかなかありませんで、例えば作業の工程でいいますと、取引系の法律といっても、例えば店舗取引はもともと特定商取引とは関係ないわけですので、特定商取引というのがあり得るかどうかということですが、それから、先ほど申し上げたメルクマールにはめて、現に問題が起こったときに、他の法律できちんと措置がとれるような形になっているのかどうかとか、それを一つ一つ確認をした上で、可能なものは適用除外にするという、そこのある意味の判断を一つ一つやった上で政令に入れるということにしておりますので。

こういう法律の改正というのは毎年のようにあるものですから、これで終わりになったということではなくて、場合によっては毎年必ず起こるような業務として、今後も審議も含めてお願いしなければいけないことになるのかなと思っております。

山本部長　ほかにご質問やご意見はございますでしょうか。

かなり技術的な事項でありますので、ご遠慮なく、そこはどうなっているのだといったことをご質問いただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、今ご討議いただきました特定商取引法の適用除外を措置する施行令の改正につきましては、特定商取引法第64条において、当審議会への諮問事項となっております。経済産業大臣から受けました本諮問につきまして、本日のご討議を踏まえた結果、答申案をつくらなければいけません。その答申案をただいま配付させていただきました。

その中身でございますが、2枚つづりになっている2枚目にその内容が示されておりました。特定商取引法の2節から4節の規定について、先ほどのご説明やご意見を踏まえま

して、そこに示しております6つの業務を適用除外とすることが相当であるという答申にしたいと考えております。

具体的には、信用格付業者による信用格付業、指定紛争解決機関による紛争解決等業務

これは金融商品取引法等に所定のものでございます。それから、商品先物取引業者による商品先物取引業、商品先物取引仲介業者による商品先物取引仲介業、前払式支払手段発行者による業務、資金移動業者による資金移動業、以上の6業務でございます。

このような内容で皆様のご了解をいただきまして、正式な答申手続きを行いたいと存じますが、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございます。ご承認いただいたものと認め、当部会の合意を踏まえて、消費経済審議会会長である私より経済産業大臣への答申を行うこととさせていただきます。

事務局においては、この答申案を尊重して、政令改正作業を進めていただきたいと思います。

それでは、先ほど来のご説明、そして委員からのご発言にもありましたとおり、消費経済審議会につきましては、消費者委員会とともに、今後とも特定商取引法に関する審議を行う役割を担っておりますので、委員の皆様におかれましては、引き続きよろしくご協力のほどお願いいたします。

本日予定されておりました審議は以上でございますので、ここでこの会を閉じさせていただきます。

熱心にご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

以上

## 問い合わせ先

経済産業省商務流通グループ消費経済政策課

電話：03-3501-1905

FAX：03-3580-6407